

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）
 - ・ あおぞら銀行グループが強みとする高度な専門性を要するファイナンス（LB0ファイナンス、再生ファイナンス、スタートアップ向け投融資等）に加え、大和証券グループとの提携推進による各種金融サービスの提供や、テクノロジーに強みをもつGMO あおぞらネット銀行との協業を通じて高度なデジタル・ソリューションを提供することで、取引先企業の産業構造転換や次世代への事業承継、地方創生、スタートアップ支援等の取組を後押しし、成長型経済への移行を実現してまいります。
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
 - ・ お客さまの環境・社会・ガバナンスに関する取組をより一層支援するため、「あおぞら ESG 支援フレームワーク」を策定しています。
 - ・ 「あおぞら ESG 支援フレームワーク」の構成は、サステナブルファイナンスとしての整合性評価を付した「あおぞら ESG フレームワークローン」と、お客さまの環境・社会・ガバナンスに関する課題解決のためのコンサルティングサービス等により構成されています。
 - ・ 本フレームワークのもと、あおぞら銀行グループは、主に中堅・中小企業のお客さまの課題解決支援を通じて、わが国のサステナブルな発展の裾野を拡大するために積極的に貢献しています。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、経済的価値と社会的価値の創出に向けた長期的な経営目標として、「あおぞらサステナビリティ目標」を策定し、持続可能な環境・社会の実現に取り組んでいます。

2026年4月23日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社あおぞら銀行

企業名

代表取締役社長 大見 秀人

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。